

(別紙)

審査基準

選定基準及び配点	審査項目	審査の視点	配点	審査書類
①法令遵守による適切な管理 (府通則条例第4条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針の妥当性(府方針等の適合性)</li> <li>関係法令の遵守、府民の平等な利用の確保</li> <li>個人情報の適正な取扱いの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①団体から提案された管理の方針が設置目的や府の方針に沿っているか</li> <li>②施設の設置目的を理解しているか</li> <li>③指定管理者の役割を理解しているか</li> <li>①平等な利用を図るための具体的手法が確保されているか</li> <li>②事業等の内容に利用者の特定化などの偏りがないか</li> <li>③利用者本位のサービスが提供されているか</li> <li>①適切な情報管理体制が整備されているか</li> <li>②職員に対する周知(研修)が十分なされる内容か</li> <li>③再委託先への情報管理体制が確立されているか</li> </ul>	確保できない場合は失格	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画書(1)</li> <li>その他全般</li> </ul>
②安定した管理能力 (府通則条例第4条第2号) 【30点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的能力(人員配置・組織体制の妥当性)</li> <li>物的能力(経営基盤の安定性)</li> <li>業務遂行力(業務実績、団体の信用性)</li> <li>安全管理(通常時の安全管理、緊急時の対応力)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人員体制は十分か(管理責任者の確保、職員数の確保の確実性)</li> <li>②管理に必要な能力が備わった人材を確保するとともに、それを維持するシステムがあるか</li> <li>①経営状況が安全かつ健全なものか</li> <li>②事業規模に対して所有する財産の規模が適正であるか</li> <li>③財務諸表のバランスがとれているか</li> <li>①類似施設等を良好に運営した実績はあるか</li> <li>②収入計画書の収入、支出の積算と事業計画書に示している内容との整合性は図られているか。また、実現可能性はあるか。</li> <li>③再委託を行う場合の再委託する業務の範囲は適切か</li> <li>④施設管理の提案が具体的かつ現実的か</li> <li>①災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか</li> <li>②事故未然防止等、来館者への安全管理が十分か</li> </ul>	10 5 10 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画書(2)</li> <li>実施体制表</li> <li>再委託予定調書</li> <li>団体概要調書</li> <li>添付書類</li> </ul>
③施設の効果的な管理 (府通則条例第4条第3号) 【40点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対するサービスの向上</li> <li>利用促進、利用者増への取組み</li> <li>適切な利用料金設定</li> <li>施設の効用を最大限発揮するための新規事業(自主事業)等の提案力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①具体的手法としての提案になっているか(利用料金、開館時間、利用申込・利用者決定手続等(期待できる効果、内容の適切さ、施設の設備・機能の活用、持続性))</li> <li>②トラブル防止や苦情等への対処法が確立されているか</li> <li>①具体的手法としての提案になっているか(利用者広報計画も含めた利用促進策について、期待できる効果、内容の適切さ、持続性はどうか)</li> <li>②利用者ニーズの収集・分析及び反映するための仕組みが実効性ある提案となっているか</li> <li>①利用料金の設定に合理性があるか</li> <li>②収支計画等と整合しているか</li> <li>①設置目的の趣旨に合致し、通常の施設の適正管理に支障をきたさないものか</li> <li>②十分な創意工夫や実現可能性はあるか</li> <li>③京都における文化の発展に寄与する具体的な提案となっているか</li> </ul>	10 10 10 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画書(3)</li> <li>自主事業計画書</li> <li>利用料金設定表</li> </ul>
④施設の効率的な管理 (府通則条例第4条第3号) 【30点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費の削減効果 当該施設の管理運営に係る府の経費 ※指定期間における指定管理料等(指定管理料一納付金)の提案額を比較 &lt;計算式&gt;【申請者の点数】 =30点×(応募があった中で、実現が可能と思われる最低価格)÷(申請者の提案価格) ※申請者の提案価格&gt;0円の場合</li> </ul>		30	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画書(4)</li> <li>収支計画書</li> <li>自主事業収支等計画書</li> </ul>
合計点数			100	

※ 府通則条例：京都府の施設の管理等に関する条例(平成17年京都府条例第1号)